

旭川市企業立地促進利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市内（以下「市内」という。）に工場、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設（これらと一体となっている事業所を含む。以下「工場等」という。）の新設をする者の経営の安定及び発展を図り、雇用創出及び設備投資等の経済波及効果による地域経済の活性化を図ることを目的に、工場等の新設に係る事業用資金を対象とする政府系金融機関の融資制度で資金を借り入れた者に対し、その借入に係る約定利息（以下「利子」という。）について、予算の範囲内で交付する補給金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所 旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号。以下「条例」という。）第2条第2号の別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- (4) 特定業務施設 本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして当該条例施行規則で定める業務施設（工場、事業所及び試験研究施設を除く。）をいう。
- (5) 固定資産 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。
- (6) 新設 市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいう。
- (7) 増設 市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は工場等を拡張し、若しくは移転することをいう。
- (8) 常用雇用者 雇用期間の定めのない者又はこれに準ずる者として当該条例施行規則で定める者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(交付対象融資)

第3条 この要綱による補給金の交付対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、株式会社日本政策金融公庫（以下「対象金融機関」という。）が実施する融資制度で、その資金使途が市内での工場等の新設に係る事業用資金とする。

(交付対象者の範囲)

第4条 この要綱による補給金の交付を受けることができる者は、対象融資を借入れた者で、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 条例の指定を受けた者。ただし、市内に工場等を有する者が増設する場合を除く。
- (2) 工場等を新設後、1年未満に対象融資を借り入れた者。

(補給対象期間)

第5条 補給金の交付の対象となる期間は、対象融資を受けた日から起算して3年間(36か月間)を超えない日までとする。

(補給金の額)

第6条 補給金の額は、前条に規定する対象期間内の対象融資に係る支払済み利子の全額とする。

(利子補給対象の証明)

第7条 補給金の交付申請を予定する者(以下「申請予定者」という。)は、融資実行前に、利子補給対象証明願(様式第1号。以下「証明願」という。)を2部、市長へ提出しなければならない。

2 前項の証明願には、次の各号いずれかに掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第2項の規定による申請を行い指定決定通知を受けた者にあつては、次のア及びイに掲げるもの
 - ア 条例指定決定通知書の写し
 - イ 事業計画書(様式第2号)
- (2) 指定決定通知を受けていない者にあつては、次のアからカまでに掲げるもの
 - ア 事業計画書(様式第2号)
 - イ 法人の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)
 - ウ 最近2期の決算書
 - エ 工場等の新設をするために取得する固定資産の取得価額の内訳書
 - オ 立地予定地の略図
 - カ その他市長が必要と認めたもの

3 市長は、第1項の証明願の提出があつたときは、その内容を審査し、その結果を申請予定者に通知するものとする。

4 申請予定者は、前項の通知書を、速やかに対象金融機関に提出するものとする。

(借入の報告)

第8条 前条の申請予定者は、対象融資の借入れの日から14日以内に、借入報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第9条 補給金の交付対象者で当該補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市企業立地促進利子補給金交付申請書兼請求書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)を利子の支払状況証明を受けた(又は利子を支払ったことが確認できるものを添付した)上で、市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 条例指定決定通知書の写し
 - (2) 納税証明書（市区町村長が発行する、市区町村税の滞納がないことの証明。発行後1か月以内のもの。写し可。）
 - (3) その他市長が必要と認めたもの
- 3 交付申請の時期は、原則として年2回とする。
 - (1) 1月から6月までの支払済み利子に係るものについては同年7月に、7月から12月までの支払済み利子に係るものは翌年1月に申請するものとし、申請できる期間は、融資を受けた年度の翌年度当初から起算して、補給対象期間で定める年限に1年を加えた期間までとする。
 - (2) 前号の申請時期に合わせて、支払済み利子の全部又は一部をまとめて申請することができるものとする。

（交付の決定等）

第10条 市長は、申請者から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補給金を交付することが適当であると認めたときは、補給金の交付決定額その他決定内容を旭川市企業立地促進利子補給金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知し、補給金を支払うものとする。また、補給金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補給金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補給金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第10条による交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補給金の交付の決定を受けたとき
- (2) 前号の定めのほか、補給金を交付することが不相当であると認められるとき

- 2 市長は、前項の規定により補給金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定を適用する場合において、申請者が既に補給金の全部又は一部を受領しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 市長は、審査に当たって申請予定者又は申請者から得た情報を、対象金融機関に提供、照会することができる。

- 2 市長は、申請予定者又は申請者に対し、工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に

定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。